

菜の花エコプロジェクト

平成23年度から始まった「菜の花エコプロジェクト」は、バイオマス利活用推進事業の分かりやすいモデル的な取り組みとして、湊地内の耕作放棄地を活用して市民の皆さんの手で菜の花を栽培し、種取りや搾油体験、菜種油の製油、廃食用油からのBDF(バイオディーゼル燃料)精製など、資源循環についての環境学習につなげていくバイオマス利活用の啓発事業です。バイオマスは、太陽光発電や風力発電などと並ぶ「再生可能エネルギー」の一つで、石油や天然ガスなどの化石燃料と比べ資源の枯渇の恐れが少なく、環境への負荷が少ないことから、温室効果ガスの削減にもなり、エネルギー源としての利活用が期待されています。☎環境政策課環境企画係 ☎44-3135

◎BDF(バイオディーゼル燃料)ってどんなもの？

◇BDF(バイオディーゼル燃料)とは、菜種油などの植物油や廃食用油(てんぷらや揚げ物をしたあとの捨てる油)を精製することでできる軽油代替燃料のことです。現在、市内のごみ収集車やスクールバスなどに、このBDFが利用されていて、環境にやさしい資源循環型の燃料といわれています。

◇市内では、月2回の自治会で行われている資源ごみ回収時と、拠点回収時に廃食用油の回収をしています。食用油のボトルやペットボトルに入れて出してください。



◎菜の花と一緒に育てませんか？

◇市では、菜の花エコプロジェクトを進めていくにあたり、活動に携わっていただける「菜の花サポーター」を随時募集しています。10月の種まきから始まり6月の刈り取りまで、菜の花の四季を通じて資源循環について学んでみませんか。

◇参加希望の方は、是非、環境政策課までご連絡ください。皆さんの参加をお待ちしています。



菜の花サポーターの皆さん

◎1年間の活動スケジュール

10月…スタート！種まき作業

◇菜種油の油かすをたい肥にして、みんなで畑に菜の花の種をまきます！



6月…刈り取り・種取り作業

◇刈り取った菜の花の穂から、種を取る作業に挑戦します。昔ながらの農機具「とうみ」も使用してみます。



9月…製油加工した油を給食に

◇菜種油の製油加工を行い、子どもたちに資源循環についての啓発活動を行っていきます。



環境講演会を開催します！

日時 5月25日(土) 午後2時~3時30分
場所 市役所東分庁舎コスモス館1階会議室
テーマ 「エネルギー問題・省エネ・節電対策」
◇詳しくは、本紙5月15日号でお知らせします。

3月…菜の花鑑賞会

◇菜の花畑で、お友だちと一緒にスケッチやハチミツの試食、フッピーとの記念撮影を楽しみます。



8月…環境学習会

◇資源循環への理解を深めるため、菜種油の搾油体験やBDFカーターの試乗体験を行います。



皆さんのご参加を、
お待ちしております！



あなたは本当に大丈夫？ 犬や猫の飼い方・マナー



犬や猫などのペットは、私たちのパートナーとして暮らしに潤いや安らぎをもたらしてくれます。しかしその一方で、人に危害を加えたり、悪臭を放ったり、ペットをめぐる苦情が後を絶ちません。人と犬や猫がともに暮らすため、飼い主の皆さんは、ルールとマナーをもう1度確認し、守りましょう。

☎環境政策課環境企画係 ☎44-3135

飼い犬の登録と注射はしていますか？

「狂犬病予防法」により、犬の飼い主には登録と注射が義務付けられており、これを違反すると、20万円以下の罰金が科せられることがあります。犬の登録は、生涯に一度、犬を取得した日(子犬は生後90日を経過した日)から30日以内に登録をしてください。また、生後90日を経過した犬には、年に一度、狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。なお、登録した時にお渡しする「鑑札」と、注射を接種した際にお渡しする「注射済票」は、犬の首輪などに付けることが義務付けられています。

登録は、市役所3階環境政策課または、支所1階市民サービス課(☎233-9212)で、狂犬病予防注射は、最寄りの動物病院で手続きしてください。

犬や猫のフンの後始末、 ついかうむきしていますか？

歩道や公園にフンが放置されているのを見たり、たことはありませんか？

毎月、「犬の散歩中に、飼い主がフンの後始末をしない」という苦情が寄せられます。ウオーキングをしたり、公園で遊んだりしている時に踏みつけてしまうこともあります。せつかつくの楽しい時間もこのような状態では、気持ち良く過ごせません。

公園や道路、他人の有する土地にフンを放置することは「袋井市まちを美しくする条例」で禁止されています。

フンの中には、細菌や寄生虫がいることがあります。細菌や寄生虫の卵は乾燥しても死なないた



フン持ち帰り啓発パトロール

め、乾いたフンから飛散して空中に舞い、人が吸い込むことで、病気を患う恐れがあります。

犬の散歩には、必ずフンを入れる袋や容器を持って出掛け、自宅まで燃やせるごみとして出すなど、後始末は飼い主が責任をもって行いましょう。

フンの後始末は、飼い主のマナーです。地域の皆さんの誰もが気持ちよく暮らしているように、飼い主1人ひとりが責任をもって行いましょう。

猫は室内飼いをしましょう

猫を自由に外へ出させることで、交通事故に遭ったり、ほかの猫とのけんかや病気をうつされる危険があります。

猫は、外が眺められる窓辺や隠れることができる場所、上下に移動できる場所があれば室内で飼うことができます。

また、飼い主が気付かなくても、ほかの家の敷地にフンをしたり、庭や畑を荒らしたりするなど、迷惑を掛けることが多く、苦情の対象になっています。地域の皆さんが気持ち良く暮らせるよう、きちんとしつけましょう。

去勢・不妊手術を受けさせましょう

市内では、毎年多くの猫が保健所の引き取りに出されたり、あるいは猫が路上で死亡したりしています。

猫は1年に2〜3回、1回に2〜8匹の子猫を産みます。飼えない猫・不幸な猫を減らすために、去勢・不妊手術を受けさせましょう。



野良猫の去勢・不妊手術に対しては補助制度がありますので、詳しくは、お問い合わせください(飼い猫に対する補助制度はありません)。

犬や猫を捨てるな

犬や猫などの愛護動物を捨てることは犯罪です。「動物の愛護及び管理に関する法律」で禁止され、50万円以下の罰金が科せられることがあります。

犬や猫の平均寿命は、10年くらいといわれています。飼い始める時は、先のことまで考えて、きちんと最後まで面倒を見られるかを判断しましょう。

犬や猫などのペットは、人と同じ命を持ち、私たちの大切な家族の一員です。やむを得ず手放さなければならぬ場合は、責任を持って新たな飼い主を見つけください。

命の大切さや飼う時のマナーを未来を創る子どもたちに伝えていきましょう。

飼い犬がいなくなってしまう時 迷い犬を見つけた時は！

◇市環境政策課、西部保健所衛生業務課(☎37-2245)、袋井警察署会計課(☎41-0110)へ連絡してください。

◇市では、毎年多くの迷い犬を保護しています。登録時にお渡しする「鑑札」や狂犬病予防注射を接種した際にお渡しする「注射済票」、飼い主の連絡先などを記した札が、飼い犬の首輪などについていれば、犬を保護した時に登録番号等から飼い主の方に連絡することができます。